

現行保育制度の維持と子育て支援施策の拡充を  
求める意見書

少子化の進む中、次世代育成支援に対する国と自治体の責任は、国の根幹をなす課題として注目されており、保育・子育て支援施策の拡充に対する国民の期待は高まっている。

このような中、国における保育制度の改革についての議論は、直接契約方式の導入、最低基準の見直しなど、保育の公的責任を後退させる市場原理に基づく改革論であり、さらには、民間保育所運営費の一般財源化並びに幼保一体化が取りざたされている。

こうした経済効率優先の改革が進めば、地域の財政状況の格差により、保育の地域格差や保育の質の低下を招くことにつながり、また、家庭の経済の状況により、子どもが必要な保育を受けることができない状態が生じることとなる。

よって、国におかれては、子どもたちの育ちがこの国の未来であることにかんがみ、すべての子どもたちの健やかな育ちを保障し、国や自治体の責任で、保育・子育て支援施策を大幅に拡充されるよう、下記事項について強く要望する。

記

- 1 児童福祉法の理念が崩壊しないように、保育所最低基準は地方へ移譲することなく国の責任で行うとともに、子どもの健やかな育ちを保障するための抜本的な改善をすること。
  - 2 民間保育所運営費の一般財源化は、地域間格差を広げ、子どもの享受する保育の均衡を損ない、質の低下を招くおそれがあり、導入しないこと。
  - 3 幼保一体化については、現行の認定こども園の直接契約が導入されれば、保育所でも保育料の支払い能力を確認し選別するおそれがある。そのため、保育の必要性の高い困窮世帯の子どもが、保育所に入所できなくなるなどの懸念があり、直接契約方式の導入には慎重を期すこと。
- 以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成22年3月24日

熊本県議会 議長 早川英明

衆議院議長	横路孝弘様
参議院議長	江田五月様
内閣総理大臣	鳩山由紀夫様
厚生労働大臣	長妻昭様
少子化対策担当大臣	福島瑞穂様

